

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年立川市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 遺族 職員の配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>又は東京都オリンピック憲章に<u>うたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(4) ……略……</p> <p>(5) 扶養親族 職員の配偶者又は<u>パートナーシップ関係の相手方</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(4) ……略……</p> <p>(5) 扶養親族 職員の配偶者<u>（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。